長崎市特産品開発事業費補助金

他市個店支援型補助金事業事例

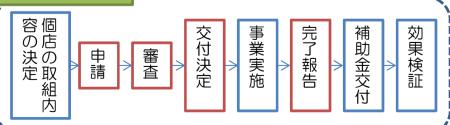
事業概要・目的・期待する効果

福岡都市圏内での特産品の振興、販路開拓及び販路拡大を図るために特産品の研究開発及び改良を行う事業者に対して補助金交付を通じて支援するもの。

事業内容

- ・対象者 - 長崎市内に本社又は本店を有する中小企業者
- ・対象事業 製品開発事業及び改良事業
- ・補助率 1/2以内
- ・補助限度額 50万円超200万円以下
- ・事業効果検証方法 補助金交付年度以降、10年間 アンケートで当該製品の売り上げ実績等を確認している。

事業の流れ



過去3年間の実績

・平成27年度:6社・平成26年度:8社・平成25年度:6社

課題等

従来の商店街活動支援とは異なる、製品の改良や開発 を通じた、個店単位の競争力や経営力向上を金銭的に 支援する事業であり、経営者のチャレンジ精神の喚起 やバックアップにつながっている。

しかしながら、市税を民間の企業事業に投入すること については公平性等の観点や、必ずしも開発がうまく いかない等の点から課題も多い。

長崎市においては、支援対象事業を、「観光地長崎」のPRを促進するような、特産品を用いた製品の開発や改良事業に限定し、通常品・日用品の改良や開発等は補助対象外とすることで、製品完成後の市域全体の観光産業への貢献および高い波及効果を補助金交付の条件としているが、審査する上での線引きは決して明確なものではない。また、製品の改良・開発後の販路拡大の見込みがない場合、事業効果は決して高いとはいい難いものとなっており、改良・開発だけでなく、販路拡大の支援の必要性があることがわかっている。